

中古建機情報NET会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は中古建機の流通正常化に資するため、一般社団法人日本建設機械工業会（以下、「建機工」という）がホームページを通じて、中古建機の取引に必要な製造番号表、仕様等カタログ、その他盗難等付随する情報（以下、「情報等」という）を提供するシステム（以下、「中古建機情報NET」という）の参加会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの内容)

第2条 中古建機情報NETが提供する情報は、原則として油圧ショベル、クローラトラクタ、ホイールローダ、ミニショベル、締固機械、クローラクレーンに係る製造番号、概略仕様及び盗難機に関する情報とする。尚、本サービス内容は1ヶ月の予告期間において変更することができる。

(サービスの中断・停止)

第3条 天災若しくはメンテナンス等により、一時本サービスを中断若しくは停止することがある。

第2章 会員

(会員の種別)

第4条 中古建機情報NETの会員の種別は次の2種類とする。但し、建機工が特に必要があると認めるものを正会員又は特別会員として加えることができる。

- (1) 建機工の正会員、賛助会員、建機工の正会員が推薦する関連販売会社・関連サービス会社・レンタル会社の会員を正会員とする。正会員のうち、建機工の正会員をメーカ会員と呼ぶ。
- (2) 全国の都道府県警察、税関等官庁を特別会員とする。

(入会)

第5条 中古建機情報NETに入会しようとするものは、別に定める入会届を建

機工に提出しなければならない。

- (1) メーカー会員が推薦する関連販売会社・関連サービス会社・レンタル会社は、別に定める入会申込書を推薦を受けるメーカー会員を通じて建機工に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第6条 中古建機情報NETを退会しようとするものは、別に定める退会届を建機工に提出しなければならない。但し、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人又は団体が破産し又は解散したとき。
- (2) 会費を納入せず、督促後なお会費を半年以上納入しないとき。
- (3) 本規約に基づく違反行為が明らかであり、建機工の警告に従わないとき。
- (4) 入会にあたって虚偽の申告をしたことが明らかになったとき。
- (5) 建機工を退会したとき。

(会費)

第7条 中古建機情報NET会員の会費について、次の通り定める。

- (1) 正会員は建機工が別途定める会費を納入しなければならない。
- (2) 会費は、建機工が指定する方法で、納入することとする。尚、年度途中で退会する会員に対しては、当該年度の会費については返納しない。
- (3) 会費は中古建機情報NETの維持管理に使用するものとする。
- (4) 特別会員は会費を免除する。

第3章 会員の義務

(譲渡禁止等)

第8条 会員は、会員として有する権利及び義務を第三者に譲渡、貸与または委託、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為をしてはならない。

(管理者の設置)

第9条 正会員の代表者は、中古建機情報NETの管理責任者として1名を登録しなければならない。管理責任者は、会員をして本規約を遵守させる責任を負う。

(ID及びパスワードの管理)

第10条 会員は、当該会員以外に情報等入手のための中古建機情報NETへのアクセ

スが出来ないように、ID及びパスワードを管理しなければならない。

(情報等の目的外使用の禁止)

第11条 会員は、中古建機情報NETを建設機械の適正な取引に資する目的以外の目的で使用してはならず、中古建機情報NETから得た情報等をもとに、有償、無償を問わず、第三者に対して情報提供を行うなどの行為をしてはならない。また、第三者が行う同様の行為を助長する行為もしてはならない。

(情報等の提供並びにその管理の義務)

第12条 会員のうちメーカー会員は、別途定めるマニュアルに基づき、中古建機情報NETに対する情報等の提供並びにその管理を行わなければならない。

(適正な取引の義務)

第13条 会員は、中古建機情報NETが提供する情報等をもとに、建設機械の適正な取引に努めなければならない。

(規約の遵守義務)

第14条 会員は、本規約を誠実に遵守しなければならない。

第4章 情報の提供に伴う免責

(情報の信頼性)

第15条 建機工及びメーカー会員は、中古建機情報NETが提供する情報の信頼性を高めるべく維持管理に努めるが、その信頼性及び真実性を保証するものではない。

(サービスに対する免責)

第16条 中古建機情報NETによる情報等の提供若しくは情報等の提供を受けられなかったことにより生じた会員のあらゆる損害について、建機工は会員に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

(メーカー会員の免責)

第17条 メーカー会員は、中古建機情報NETへのデータのインプットまたはアップロード或いは修正または削除等、情報の提供並びに管理に起因して生じた建機工及び会員のあらゆる損害について、一切の責任を負わないものとする。

第5章 規約の改訂他

(規約の改訂)

第18条 本規約は、建機工において改訂することができる。この場合建機工は、直ちに会員に改訂を通知する。

(訴訟手続等)

第19条 中古建機情報NETに関して建機工と会員の間または会員間で紛争または訴訟が生じた場合、日本の国内法を準拠法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

(連絡先)

第20条 中古建機情報NETに関する問い合わせ先は、建機工事務局とする。

(付則)

- 1 この規約は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 この規約の変更は、令和5年5月1日から施行する。